

平成31年度学童クラブ入所申込案内

書類配布：平成30年10月23日（火）より

申込期間：平成30年10月23日（火）～11月16日（金） ※土日祝日除く

受付時間：8時30分～17時15分 【12時～13時は除く】

受付場所：嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係（役場1階） TEL：956-1111（内線123）

新規入所および継続入所をご希望の皆さんは、必要書類をご準備して受付期間内にお申込みください。

※受付期間を過ぎての申込みは、入所判定で不利になりますのでご注意ください！

※新規入所の場合は、希望する施設の見学や情報等を必ずご確認の上、お申込みください！

※継続入所を希望する場合も、入所申込みの手続きは必要です！

●学童保育

学童保育は、保護者の就労や病気等やむを得ない事情のため、家庭において保育に欠ける（保育を必要とする）児童が利用できます。



●入所対象児童

1. 町内に在住する小学1年生から6年生までの普通学級の児童
2. 町内に在住する小学1年生から6年生までで、次の障害児保育の対象となる児童
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - (2) 療育手帳の交付を受けている児童
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - (4) 上記と同等程度の障害を有すると医師又は児童相談所等の専門機関から判定された児童
 - (5) 特別支援学級に在籍又は在籍見込の児童

●学童保育へ入所できる基準

保護者等（父母、18歳以上65歳未満の同居人）が以下のいずれかに該当していること。

※以下条件に該当していても、家庭内に保育のできる方がいる場合は対象になりません。

1	就労	フルタイム、パートでの労働 ※月64時間以上の勤務
2	就学	※職業訓練も含む。
3	疾病	保護者が疾病や障害を有しており保育が困難な状況
4	同居親族の看護・介護	疾病又は常時介護が必要な同居親族を看っており保育が困難な状況
5	妊娠・出産	保育有効期間：産前3ヵ月、産後4ヶ月
6	求職活動	有効期間：2ヶ月（原則）※起業準備も含む。
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
8	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。	

～ 裏面にも案内がございますのでご覧ください！ ～

●学童施設一覧

	名称	所在地	電話番号
公立学童	たいよう学童	嘉手納町字嘉手納 290 番地 9	098-956-2361
	屋良学童クラブ	嘉手納町字嘉手納 119 番地 39	080-2777-0545
	嘉手納学童クラブ	嘉手納町字水釜 558 番地 1	080-2777-0546
民間学童	サンハート	嘉手納町屋良一丁目 21 番地 1	098-956-8101
	栄光学童	嘉手納町字屋良 964-1	098-957-3373

※民間学童である「サンハート」と「栄光学童」のご利用については、各施設との直接契約になります。利用に関しましては上記に記載されている連絡先へお問い合わせください。

●入所募集定員

名称	定員	開所時間
たいよう学童	50人	月～金：学校終了後～午後6時30分 土曜日：午前8時30分～午後5時
屋良学童クラブ	20人（屋良小在学児のみ）	
嘉手納学童クラブ	20人（嘉手納小在学児のみ）	

※小学校の休業期間（夏休・秋休・冬休・春休）は、午前8時～午後6時30分までです。（閉所日：日曜日、祝日、慰霊の日及び12月29日～1月3日。ただし、暴風警報発令時やインフルエンザ流行時等には緊急で閉所する場合があります。）

●利用料金

月額 10,000円（食料費含む）

※納付書払いとなります。（金融機関やコンビニにて毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）までに）

※月途中の入所や退所の場合は、所定の日割り額を徴収します。

※ひとり親世帯かつ市町村民税が非課税である世帯は保育料減免の対象となります。

申請書の提出が必要となりますので、詳しくは窓口にてお問い合わせください。

●学童保育入所に関する注意事項

1. **申請書類に不備があった場合、受理することができませんのでご注意ください。**
2. 申請内容、添付書類等に虚偽がある場合又は学童保育における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
3. 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、入所申込書に記入し、面接の時に必ずお申し出ください。
4. 入所は、書類審査及び家庭状況の調査後に、そのお子さんが保育に欠ける状態にあるかどうか十分に調査、検討したうえで決定します。
5. 学童保育の定員の関係により入所できない場合もありますので、予めご了承ください。
6. **保護者の勤務先の変更や退職又は入所時と家庭の事情が変わった場合は、必ず「子ども家庭課保育支援係」へ変更を届出ください。**
7. 毎月の学童保育料が納期限内に支払われない場合は、次年度の学童保育入所継続選考の際に不利益を被る場合があります。
8. 家庭の事情等で保育料支払に関するご相談がある場合は、必ず「子ども家庭課保育支援係」までご連絡ください。
9. 自己都合により1ヶ月以上欠席する場合は、退所になることがあります。
10. 退所する場合は、退所する10日前までに子ども家庭課の窓口で退所手続を行ってください。

平成31年度学童クラブ入所申込提出書類 (たいよう学童・屋良学童クラブ・嘉手納学童クラブ)

1. 放課後児童健全育成事業申請書（紫色）
2. 誓約書（指定様式）
3. 保護者（父母、18歳以上65歳未満の同居人）の以下該当項目の必要書類

	保護者の状況	提出書類
1	勤務または採用予定の方	◆勤務証明書 ※育児休業中は入所不可
2	自営業の方 ※提出後は、営業確認のため民生委員の訪問があります。	◆自営業申立書及び自営業を証明する添付書類 ※添付書類は、前年度の確定申告の控え（営業申告等）、営業許可証の写し等（自営業申立書裏面に詳細あり）
3	就学中の方（職業訓練含む）	在学証明書、カリキュラム（時間割など）の写し
4	疾病のある方	◆診断書（保護者・同居者用）
5	在宅障がい者	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
6	同居親族の看護・介護にあたっている方	◆診断書（同居親族の看護・介護証明用） ※介護保険被保険者証がある場合は添付 ◆診断書（入所児童以外の兄弟等の看護証明用）
7	妊娠・出産	親子健康手帳の写し（分娩予定日の記載があるページ） ※保育有効期間：産前3ヶ月、産後4ヶ月まで
8	求職中の方（起業準備含む）	◆求職申立書 ※ハローワークがある場合は添付 ※有効期間：2ヶ月（原則）

4. 該当する世帯のみ提出が必要な書類

	世帯状況	提出書類
1	申請児童が障がい児	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当証書の写し、 ◆医師等の意見書等
2	申請児以外の在宅障がい児	身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当証書の写し、 ◆診断書（入所児童以外の兄弟等の看護証明用）
3	母子・父子世帯（ひとり親世帯）	児童扶養手当受給者証または母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し (上記以外の世帯) 戸籍謄本(離婚日が確認できるもの)
4	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
5	平成30年1月1日時点で町外在住の方	平成30年度（平成29年分）課税証明書 ※平成30年1月1日時点の住民登録市町村で発行

※「◆」は指定様式です。必要な方は町HPまたは窓口にて提供しております。



【問い合わせ】

嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111（内線123）